報告第3号

専決処分の報告について

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月26日提出

富津市長 高橋 恭市

報告理由

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180 条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

専決第13号

専決処分書

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をする。

1 事故発生日時 令和6年7月31日 午前7時9分頃

2 事故発生場所 富津市内

3 和解の相手方 個人

4 事故の概要 火災出動した際、上記日時場所において、消防車両が横転 したことによる飛散物が相手方車両に接触し、その一部を破

損させた。

5 損害賠償額及 市は相手方に対し、738,386円を支払う。

び和解の内容市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。

令和7年10月31日

富津市長 高橋 恭市